

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)大分南風力発電
事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年4月23日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)大分南風力発電事業 環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、大分県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：大分県臼杵市及び佐伯市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大75,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 4月27日
環境大臣意見受理	令和2年 7月 7日
経済産業大臣意見発出	令和2年 7月17日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年10月26日
住民意見の概要等受理	令和 3年 1月12日
大分県知事意見受理	令和 3年 4月12日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 4月23日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)大分南風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 施設の稼働に係る騒音及び風車の影の調査、予測及び評価に当たっては、風力発電機の諸元、風向・風速などの気象条件や地形、民家等の配置などの地域特性を考慮し、影響が最大になると考えられる条件で行うこと。
2. 近年の集中豪雨を踏まえた土捨場や道路整備工事に係る雨水排水対策、濁水の影響評価について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカが多く観察され、複数ペアの繁殖行動が確認されていることから、繁殖への影響、生息地の放棄、バードストライクの発生が懸念される。
そのため、希少猛禽類の繁殖期調査については、専門家に意見を求め、適切に助言を得ること。
4. 対象事業実施区域の周辺では、「大分県希少野生動植物」に指定されているハブタエムシオイ及びオオイタシロギセルの生息が確認されていることから、事業の実施による陸・淡水産貝類への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(大分県知事からの意見書の写しを添付)